

岩手県警察嘱託医の委嘱及び運営に関する要綱の制定について

(昭和55年9月11日岩刑事発第90号、岩警務発第82号警察本部長)

各 部 長
各 所 属 長

この度、見出しの要綱を別添のとおり制定し、昭和55年10月1日から実施することとしたので、次の点に留意の上適正な運営を図られたい。

記

1 制定の趣旨

本県の警察嘱託医制度は、従来からあったものが昭和34年以来中断していたが、最近、県医師会などから復活を強く求める要請もあったことから、この度、これを制度化し、本県警察の留置業務及び死体取扱業務の適正を期そうとするものである。

2 警察嘱託医に依頼する業務(第2関係)

第2には、警察嘱託医に依頼する業務を例示しているが、第3号に掲げた「その他必要と認める業務に関すること。」には、刑事訴訟法及び犯罪捜査規範の規定による女子の身体検査の立会等が考えられる。

3 警察嘱託医の委嘱(第3関係)

警察嘱託医の委嘱は、第9「準用」にあるごとく、岩手県警察非常勤職員取扱要領(昭和49年岩警発第640号)の第3「任用手続」を準用するので、警察署長の内申は同要領の様式1「非常勤職員(任用・更新)内申書」により捜査第一課長との協議を経て警務課長に行うこと。内申に伴う委嘱は、本部長が同要領に定める辞令書(様式2)を交付して行う。

4 嘱託期間(第5関係)

嘱託期間は、1年(1年度ごと)と定めた。ただし、この度の運用開始が昭和55年10月1日からなので今度の委嘱は昭和56年3月31日までの6箇月とし、その後は1年の嘱託期間で運用する。

なお、嘱託医が辞意を表明したとき又は解嘱事由が生じたときは、その都度改めて内申しなければならない。

5 警察嘱託医との連携(第6関係)

警察署長は、平素からよく嘱託医と連絡協調を図り、親密な人間関係の保持に努め、事案発生時にはいつでも警察の要請に応じてもらえるように良好な協力体制を確保しておくこと。

6 警察嘱託医に対する報酬(第7関係)

報酬は、医師が嘱託医として委嘱され、その業務に従事するための拘束に対する報酬である。したがって検案料、処置料とは別個のものである。

7 主管課の事務(第8関係)

警察嘱託医制度の導入により、嘱託医の委嘱、解嘱に伴う各警察署長との協議、嘱託医名簿の整理及び警察嘱託医との連絡協調等に関する事務は、本部捜査第一課長が行う。

8 警察嘱託医の身分(第9関係)

- (1) 嘱託医は、その取扱いについて前記のごとく岩手県警察非常勤職員取扱要領の規定が準用されるので、同要領第2「定義」にいう「非常勤嘱託員」に当たり、その身分は県の非常勤職員である。

- (2) 嘱託医は、したがって非常勤職員であるため、公務中の災害について、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）が適用される。

別 添

岩手県警察嘱託医の委嘱及び運営に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、警察署の留置人、保護者等の診療及び死体取扱業務を適正かつ円滑に推進するため、警察署ごとに置く警察嘱託医（以下「嘱託医」という。）の委嘱及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（嘱託医に依頼する業務）

第2 嘱託医に依頼する業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 留置人、保護者等の診療、その他の保健に関すること。
- (2) 死体の検案に関すること。
- (3) その他必要と認める業務に関すること。

（嘱託医の委嘱）

第3 嘱託医は、所轄警察署長の内申に基づき警察本部長が委嘱する。

（嘱託医の証の交付）

第4 嘱託医には、その身分を証明する警察嘱託医の証（第1号様式）を交付するものとする。

（嘱託期間）

第5 嘱託医の嘱託期間は1年とする。ただし、辞意を表明したとき又は疾病その他の事情により業務の執行に支障があると認めたときは解嘱するものとする。

（嘱託医との連携）

第6 警察署長は、所轄の嘱託医と当該業務に関し密接な連携を保持し、相互の協力を努めなければならない。

（嘱託医報酬）

第7 嘱託医には相当額の報酬を支給する。

その額は別に定める。

2 報酬は月額単位とし、毎月支給するものとする。

（嘱託医名簿の備付）

第8 捜査第一課長は、警察嘱託医名簿（第2号様式）を備え付け、委嘱及び解職の状況を明らかにしておかなければならない。

（準用）

第9 嘱託医の取扱いについては、岩手県警察非常勤職員取扱要領（昭和49年岩警発第640号）の規程を準用する。

様式（省略）